

令和8年度 市有施設維持管理業務に係る労務単価

令和8年度における札幌市が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる労務単価等は次のとおりです。

1 日額単価（令和8年度）

保全技師・保全技術員等						清掃員			警備員			電話交換手
保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	
27,200円	25,700円	27,700円	22,700円	21,900円	18,900円	19,200円	15,200円	14,000円	19,300円	16,400円	14,600円	15,200円

※1 上記単価（電話交換手を除く。）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表した令和8年度建築保全業務労務単価（北海道地区）を使用。

※2 電話交換手の令和8年度単価は、実態調査の結果を踏まえた本市独自算定による。

2 建築保全業務積算基準に定めのない項目の積算単価

湯呑洗浄（日常清掃）	標準歩掛り：清掃員C 0.0018人工／個
浴室・脱衣室（日常清掃）	標準歩掛り：清掃員B 0.0047人工／㎡
定期清掃	ベネシャンブラインド
	パーチカルブラインド
	フロアカーペット
	窓ガラス
積算単価は、月刊積算資料（出版：一般財団法人経済調査会）2025年12月号の掲載価格を使用。	
積算単価は、月刊積算資料（出版：一般財団法人経済調査会）2025年12月号の掲載価格を次の作業内容に応じて使用。 【作業内容】 ①「窓ガラス清掃（両面）足場仮設を必要としない場合」を用いる作業内容 清掃作業にあたり、足場仮設を使用しない作業又は軽微な足場（脚立等）若しくは施設に常設されたゴンドラを使用する作業 ②「窓ガラス清掃（両面）足場仮設を必要とする場合」を用いる作業内容 上記①以外の足場仮設を用いる作業 ※①、②いずれの場合であっても、足場仮設に係る経費は別途見積による。	

3 建物の清掃、警備及びボイラー等設備運転・監視等業務における法定福利費算定率

清 掃 業 務	警備業務（機械警備除く）	ボイラー等設備運転・監視等業務
10%	13%	15%

※ 上記3業種につき、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が適用となる場合は、直接人件費に上表の算定率を乗じて法定福利費を算定。

委託料における積算価格の構成と構成費目の内容

